

債権法改正は保険実務に影響を与えるのか？

学習院大学 山下純司

1 はじめに

民法（債権法）の改正が、保険実務に影響を与えることはおそらく間違いない。しかし、個々の場面での「影響」が、どのようなものなのかによって、対応の仕方も大きく異なるはずである。本報告では、一般法と特別法という実定法レベルでの影響と、私法の個別領域の統合という原理レベルでの影響の二つの視点から議論を進めてみたい。

2 実定法レベルの影響

従来の保険法がどのような意味で民法に「依存」していたのかという点から考えてみると、A) 一般法としての民法にルールを委ねている領域、B) 民法のルールを特別法としての保険法で修正している領域、C) 民法ではルールを提供していないので、保険法独自のルールで対処してきた領域というものを分けて考えることができそうである。

次に、民法が改正されることによって、既存のルールにどのような変化がもたらされるのかという点から考えてみると、1) 民法の既存ルールの明文化、2) 民法の既存ルールの変更、3) 民法外だった領域での新ルールの創設、という3つの場合を分けて考えることができる。

民法改正が保険実務に与える「影響」は、これらの組み合わせにより意味が異なる。民法にルールを委ねてきた領域で、民法の既存ルールが変更される場合（A 2）保険実務に影響が生じるのは当然であるが、今後、特別法によるルールの修正が適切かどうかは、その領域を民法に委ねてきた趣旨から論じる必要がある。これに対して、民法のルールが保険法によりすでに修正されている領域で、民法の既存ルールが変更されたとしても（B 2）直接的な影響は少ないだろう。「特別法は一般法に優先する」からである。

従来は民法によりルールが提供されてこなかった領域に民法が進出し、新たなルールを設けようとしている場合（C 3）には、その新たなルールが保険法独自のルールと競合する可能性が生じる。この場合には、「特別法は一般法に優先する」というルールが適用されるかどうか自体が問題となる。個別に考えていくことになる。

注記) なお、本報告要旨提出から報告レジюме作成までの間に、若干類型を修正した。レジюмеでは、A Bはそのまま、Cの類型を保険法・保険業法等で補充が行われる場合（新C）と、解釈でルール補充が行われる場合と（D）に分けている。また、1～3の区別をレジюмеでは省略し、説明を簡略化した。レジюмеと報告要旨では、A - 2はA、B - 2はB、C - 3とあるのが新Cに対応し、報告要旨で取り上げていないC - 2はDに近い。この新類型は、報告に先立ち学会ホームページに掲載された報告要旨を読まれた小樽商科大学の吉澤卓哉教授からのご指摘に示唆を受けたものである。吉澤先生に感謝する意も含め、あえて報告要旨を差し替えず、注記を付す形で対処させていただきたい。もちろん、本報告要旨に関する全責任は山下にある。

3 原理レベルでの影響

民法や商法には、私法の一般法としての役割のほかに、私法の個別領域のルールを統合し、一貫性のある国内法体系を提供するという原理レベルでの役割も存在する。こうした役割は、特に契約法の分野で意識されている（消費者契約法 10 条参照）。そこで、民法の改正が、原理レベルで保険契約法の領域にどのような影響をもたらすかを考えてみる必要がある。

（1）統合から分離へ

かつて、保険法学の分野では、保険契約の法的構造論が盛んに議論されていた。保険契約が有償契約か、双務契約かといった議論は、民法の契約についての規定が、保険契約にも適用があるかどうかという実践的な関心を伴っており、そこには保険契約を民法の一般論にどのように統合して説明するかという視点が存在していた。

もっとも、いったん保険契約の特殊性が意識されるようになると、保険契約を民法の中に統合して説明するという意識は薄れていく。民法学者の契約法学に対する関心が薄かったこともあり、保険契約法は「特殊な契約」として民法から分離する途を歩んだ。

（2）分離から統合へ

しかし、その後、民法学の側で、新しい契約法学の研究が発展し、素朴な契約自由の強調ではなく、契約正義や自己決定権といった観点からの議論が盛んに行われるようになってきた。それは、具体的には、約款論や公序論、契約解釈方法論、情報提供義務といった新たな領域の研究を生み出しており、抽象化するならば、私的自治の原理の妥当する領域の理論的再統合を意図する試みということになる。民法債権法の改正は、そうした民法学の新たな動向を取り込んだ形で議論が進んでいる。

つまり、民法債権法の改正は、かつての民法が説明しきれないまま放逐してしまった保険契約という契約類型を、契約一般の理論の中に原理レベルで再統合し、いわば典型契約の一つとして説明していくきっかけともなり得るのである。それは、保険契約法のルールを、保険特殊な観点からではなく、より普遍的な観点から説明していくことを意味するから、保険法学のさらなる深化と、一般市民にとっても理解のしやすい保険実務へとつながっていくのではないか。

4 保険法から民法へ

以上のように考えてみると、今回の民法債権法改正が保険実務に与える影響（民法から保険法への影響）に過度に神経質になることなく、むしろ、保険実務の中で発展してきた保険契約法のルールをもう一度見つめ直し、合理性の認められる部分については、新たな民法のルールに立法論あるいは解釈論のレベルで反映させる努力が必要である（保険法から民法への影響）。

たとえば、契約内容を約款によって画一的に処理することは、保険契約においては特別な意味を有する。顧客ごとに約款の契約への組み入れが決まったり、契約内容の解釈が個別化したりする事態は、保険という制度自体を揺るがしかねない。しかし、顧客に一度も約款を見る機会を与えなくてよいとか、契約内容を一方的に保険会社が決定できるとかといった考え方に合理性がないことも確かである。問題は、顧客間の公平な取り扱いが本質的な重要性を有するこの種の契約において、契約の内容確定ルールや顧客の契約内容理解を確保するためのルールを、どのように組み合わせて用いるかということであり、そうした観点からの議論をより深めていく必要がある。